二　次のいずれかの一に該当すると認められ、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）であって、不適格と認める者。

イ　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

ハ　落札者若しくは契約の相手方に決定した者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ　監督または検査の実施に当たり会社の社員の職務の執行を妨げた者

ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ヘ　会社に提出した書類に虚偽の記載をした者

ト　会社と係争中である者

チ　役員等（個人にあってはその者、法人にあっては非常勤を含む役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、その他経営に実質的に関与している者も含む。以下同じ。）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等

リ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる法人等

ヌ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等

ル　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる法人等

ヲ　役員等が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等

ワ　自らもしくは第三者を利用して、会社に対し暴力的行為、詐術若しくは脅迫的言辞を用い、会社の名誉を毀損し、又は、会社の業務を妨害し、若しくは妨害するおそれのある行為を行った者

カ　その他会社に著しい損害を与える等、契約の相手方とすることが不適当と認められる者

三　前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者

⑵　入札書の受領期限の日までに以下の書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

①　商業登記簿謄本の写し

②　直近の財務諸表類

③　過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則）別紙第９号様式（その３、その３の２、その３の３のいずれか）の写し

※新型コロナウイルス感染症の影響により③が提出できない者については、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その１）」をもって代えることができるものとする。

④　会社の経歴を記載した書類（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該支社等の長が別に定める手続きに基づく一般競争入札参加資格の再確認を受けていること。）

⑶　入札書の受領期限から開札の日までの期間に資格登録停止又は取引停止を受けている期間中でないこと。

⑷　平成22年度以降に同種機械の納入実績もしくは製造実績のいずれかを証明した者であること。なお製造実績は同種機械の主体的部分の製造実績とする。同種機械とは「維持補修用機械・交通管理用機械標準仕様書集　中日本高速道路株式会社」に示すロータリー除雪車又は同等の機械をいう。同種機械の主体的部分は架装（ロータリー除雪装置）とする。

・納入実績

①　納入実績については、契約書の写しにより同種機械の納入実績が確認できること。但し、中日本高速道路株式会社以外での納入実績の場合は、契約書の写し及び製作仕様書を提出できること。

②　製造業者で同種機械の納入実績がない場合は、代理店等による納入実績が証明できる資料及び納入した機械の製作仕様書を提出できること。

・製造実績（主体的部分に対して要求）

①　製造実績は、製作仕様書により同種機械の主体的部分の製造実績が確認できること。

②　代理店等の場合において同種機械の主体的部分の製造実績がない場合は、納入予定機械の製造業者の納入実績が確認できる資料を提出できること。さらに納入予定機械の製造業者の代理店等であると証明できる資料が提出できること。

※製作仕様書　製作仕様書とは、同種機械又は主体的部分について作成された全体組立図、各部詳細図及び機械緒元表をいう。

⑸　当該購入等に関し迅速なアフターサービスかつメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

・アフターサービス体制

①　直営工場または協力会社工場等が納入場所から24時間以内に到着できるところに確保した者であること。

②　上記工場が国土交通省令等で定められた「自動車分解整備事業者」であること。

③　故障発生時、緊急時の技術者の連絡体制及び派遣体制が確立された者であること。

・メンテナンス部品供給体制

①　一括対応できる窓口があること。

②　納入後部品供給体制が10年以上であること。

③　消耗品等の部品調達に要する時間が24時間以内であること。

３　入札書及び証明書の提出場所等

⑴　入札書及び証明書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び証明書等作成要領の交付場所及び問い合わせ先　〒920―0365　石川県金沢市神野町東170　中日本高速道路株式会社　金沢支社　総務企画部　経理・契約課　電話076―240―4935

⑵　入札説明書及び証明書等作成要領の交付方法

①　交付期間　令和３年２月４日（木）から令和３年３月25日（木）までの土曜、日曜及び祝日を除く毎日午前10時00分から午後４時00分まで。

②　交付方法　当社ホームページにデータをアップロードして交付する。（ＵＲＬ：https://contract.c-nexco.co.jp/auction_info/）入札公告及び入札に関する書類は、訂正・取消をする場合があり、訂正・取消を行ったときは、当社ホームページにて掲載する。

⑶　入札書及び証明書の受領期限等

①　受領期限　令和３年３月25日（木）午後４時00分まで。（郵送の場合は書留親展とし、令和３年３月25日（木）午後４時00分までに必着のこと。）

②　提出方法　持参又は郵送すること。（電送による入札は認めない。）

⑷　開札の日時及び場所

①　日時　令和３年４月21日（水）午前９時30分

②　場所　中日本高速道路株式会社　金沢支社１階入札室

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除